

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を重視しています。「透明性と説明責任の向上」のために当社は、社外取締役及び社外監査役の視点から経営監督及び監視機能の強化を図るとともに、情報開示に係る内部統制体制を整備し、公正かつタイムリーな情報開示を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ウェストリバー	1,600,000	40.40
西川 三郎	620,700	15.67
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	118,500	2.98
松島 亮太	118,000	2.98
西川 優	104,000	2.63
西川 明宏	104,000	2.63
日本証券金融株式会社	100,400	2.54
西川 香代子	100,000	2.53
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	84,400	2.13
楽天証券株式会社	66,600	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無

西川 三郎

親会社の有無

なし

補足説明更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

11 月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大澤 英俊	他の会社の出身者											
齊藤 道子	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大澤 英俊	○	----	製造業界における長年の経験、人脈及び企業経営に関する深い知見を有しており、適切な提言を期待できることから選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
齊藤 道子	○	----	弁護士であり、専門的な法律知識を有しており、適切な提言を期待できることから選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名および報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、取締役である委員3名以上で構成し、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長清 達矢	他の会社の出身者													
作野 周平	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長清 達矢	○	----	監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が期待できることから選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
作野 周平	○	----	製造業における経営管理及び監査に深い経験を有しており、その高い識見が当社の監査に反映されることが期待できることから選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理本部にて行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社の形態を基礎として、社外取締役2名、社外監査役2名による監督・監査の強化を図り、次のようなコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

・取締役・取締役会

構成員：西川三郎、松島亮太、西川明宏、村上一信、大澤英俊（社外取締役）、齊藤道子（社外取締役）
当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され毎月1回以上の開催を原則とし、経営の意思決定機関として法定事項及び業務執行に関する重要事項の審議、決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

・監査役・監査役会
構成員：吉野純一（常勤監査役）、長清達矢（社外監査役）、作野周平（社外監査役）
当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、コンプライアンス、経営方針に基づく業務執行状況、コーポレート・ガバナンスの観点から会社運営が適切な内部統制システムのもとに適法かつ妥当に行われているかを監査しております。
監査役会は、毎月1回の開催を原則としております。

・内部監査室
内部監査室は、内部監査規程に基づき、定期的に各部門の業務執行が有効かつ適正に行われているか及びコンプライアンスの監査を実施しております。内部監査室は当社の財務報告に係る内部統制の要としても機能しております。

・経営会議
構成員：西川三郎、松島亮太、西川明宏、村上一信、事業副本部長、管理副本部長、経営企画室長
当社の経営会議は、毎月1回以上の開催を原則とし、業務執行の意思決定機関として業務執行に関する事項の審議、決定の他、取締役会へ上程する議題、業績に関する進捗状況及び今後の業績見込み等について、審議、及び報告を行っております。

・リスク・コンプライアンス委員会
委員長：管理担当取締役
副委員長：事業担当取締役
構成員：管理副本部長、経営企画室長、常勤監査役、内部監査室長、当該部門長（適宜）
当社は、管理担当取締役を委員長として、関係部署幹部等で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス等のリスクマネジメントの周知徹底と実行を担っております。
なお、企業の社会的役割という視点から、上記の各機関による業務執行に対するけん制作用の確保、コンプライアンスの尊重に加えて、タイムリーな企業情報の開示を実施することにより、株主に限らず、従業員、取引先等多様なステークホルダーとの友好関係維持に努めております。

・会計監査人
当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。また、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

・指名・報酬委員会
委員長：大澤英俊（社外取締役）
構成員：西川三郎、齊藤道子（社外取締役）
当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機関設計として、監査役会設置会社を選択しております。監査役会設置会社を選択したのは、取締役会からの独立性が強く独任制の監査が可能で、任期が4年と長く成長フェーズの当社において、知見の蓄積や執行側との信頼関係の構築が可能であること、常勤監査役を中心とした監査役監査を推進することが可能なことが主な理由になります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期を毎年11月末日としており、定時株主総会は例年2月下旬に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の課題として検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の課題として検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の課題として検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役による個人投資家向けの説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期の決算発表時期に、代表取締役によるアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内にIRページを作成の上、決算情報及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門はディスクロージャー委員会としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、公正かつ適切な経営を実現することを目的として、社会に対する責任ある行動を「コンプライアンス基本方針」に定めて、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規程において、重要情報等の開示に関する基本方針、要件、手続き等の仕組みについて策定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 取締役および使用人の職務の執行にあたって、組織の運営に関する社内規定を整備し、意思決定のプロセスおよび結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役および監査役、内部監査室が当該プロセスおよび結果を閲覧できる体制を構築する。
 管理担当取締役を委員長として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令および定款遵守の周知徹底と実行を図る。また、コンプライアンス意識を徹底、向上させるために、取締役および使用人に対しコンプライアンスに関する教育研修を継続して実施する。
 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けた助言・提言を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 社内規程類に従って取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し適切に保存、管理する。また、取締役および監査役は文書を常時閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 損失の危険の管理に関しては、リスク・コンプライアンス委員会が活動の主体となり、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。
 不測の事態が発生した場合には、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 取締役会において、取締役および使用人の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に従って、意思決定の迅速化を図り、効率的な職務の執行を図る。また、取締役会において、事業計画を策定し明確な目標を定め、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 現在、子会社は存在しないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程等を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。
補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役およびその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況を聴取し、必要な情報の開示を求めることができる。
取締役および使用人は、監査役から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
取締役および使用人は、法令および定款に反することが発生した場合の他、当社業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査役に報告する。また、監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取扱いを受けない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は定期的に取締役とミーティングをもち、業務の状況のヒアリングを行う。また、内部監査室や会計監査人とも密に情報交換を行い有効な監査を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

11. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方およびその整備状況
反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針としております。
当社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力排除に関する規程」を定めており、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。
取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしております。
人事総務部総務課を反社会的勢力への対応部署と位置付けており、情報の一元管理・蓄積等を行っております。
役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模試図を参考資料として添付しております。

